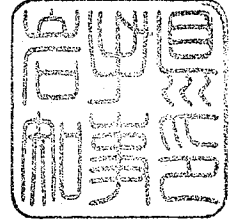


都 第 1 - 154 号

平成 25 年 3 月 15 日

宮古市都市整備部長 様

岩手県知事 達増 拓也



宮古都市計画区域の変更について

このことについて、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、都市計画区域の図面等を送付しますので、公衆の縦覧に供するようお願いいたします。

記

- 1 都市計画区域の名称 宮古都市計画区域
- 2 変更年月日 平成 25 年 3 月 15 日
- 3 告示番号 岩手県告示第 174 号
- 4 添付書類
 - (1) 都市計画区域の図面等 1 部
 - (2) 都市計画区域の変更の告示の写し 1 部

担当：県土整備部都市計画課

計画整備担当 佐々木

TEL：019-629-5886

e-mail：mitsu-sa@pref.iwate.jp

岩手県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 宮古都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 宮古市田老字越田、字青砂里、字乙部、字野原、字荒谷、字館が森、字田の沢、字小林、字檜内、字西向山、字向山、字川向、字田中、字ケラスの一部、字八幡水神の一部、字小田代の一部及び字古田の一部並びに地内に介在する道路及び水路である公有地の全部（別紙図面のとおり。）

（2）都市計画区域から除外される土地の区域 なし

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。

変 更 理 由 書

東日本大震災により市街地を形成している大半の建築物が滅失し、市街地の健全な復興を図る必要がある区域で、宮古都市計画区域と一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域に編入しようとするものです。